

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年十一月二七日法律第一一二号)(衆)

一、提案理由(平成一四年十一月一四日・衆議院本会議)

○大野功統君　ただいま議題となりました両法律案について、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案であります。

本案は、国会議員の秘書の給料月額及び期末・勤勉手当等を政府職員に準じて改定するため、関係規定の整理を行おうとするものであります。

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、ここに提出させていただきます。

よろしく御賛同のほどをお願い申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一四年十一月二〇日)

○山崎正昭君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の秘書の給料月額及び期末・勤勉手当等を政府職員に準じ改定するため、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注)　衆議院においては、委員会の審査は省略された。